

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

日程第一 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長玉置一弥君。

〔玉置一弥君登壇〕

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(綿貫民輔君) 討論の通告があります。順次これを許します。大幡基夫君。

〔大幡基夫君登壇〕

○大幡基夫君 私は、日本共産党を代表して、PKO協力法の改悪に反対の討論を行います。

(拍手)

本法案は、国連平和維持軍、PKFへの参加凍結を解除し、自衛隊のPKF全面参加に道を開き、これまで政府自身が憲法違反とならないための担保としてきた基本原則さえもなし崩しにして、自衛隊の海外出動を一層拡大するものであります。

憲法九条にかかわるこのようない重い法案を、臨時国会の会期末に突如提出し、わずか二日間、十時間半の委員会審議で、公聴会も開かず、参考人質疑も行わず、法案内容を国民に十分知らせないまま押し通そうとする小泉内閣と与党の乱暴さをまるやり方に、厳しく抗議するものであります。

(拍手)

本法案の重大な問題は、第一に、武装した自衛隊の部隊を紛争冷めやらぬ外国領土に出動させ、国連平和維持軍の武力行使を伴う活動に参加させることであります。

第二に、自衛隊法第九十五条を適用除外している規定を削除し、派遣先国で国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等に所属する自衛官が武器等の防護のための武器の使用ができることとする

こと、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定を削除し、国連平和維持隊

本体業務の凍結解除を行おうとする

あります。

本案は、去る二十二日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会におきまして、中谷防衛庁長官から提案理由の説明を聴取いたしました。二十七日より質疑に入り、昨二十九日質疑を終了し、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

棄、戦力不保持、そして国際紛争の解決のために武力の行使はしない、この日本憲法の平和原則を踏みにじることは、絶対に許されません。

私は、この法案を直ちに撤回することを求めて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 岩屋毅君。

〔岩屋毅君登壇〕

○岩屋毅君 私は、自由民主党、公明党並びに保守党を代表いたしまして、ただいま議題となりま

した国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

我が国は、平成四年の国際平和協力法の施行以来、今日までの九年間で、国際連合平和維持活動を六回、人道的な国際救援活動を三回、国際的な選挙監視活動を四回にわたって実施してきたところです。

今般、これまでの活動の経験を踏まえ、我が国が、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し、より一層適切かつ効果的に寄与するた

め、自衛隊の部隊等が行ういわゆるPKF本体業務の凍結を解除するとともに、国際平和協力業務に従事する自衛官等について、自己と共に現場に所在するその職務を行うに伴い自己の管理の下に入れた者の生命又は身体を防衛するために武器を使用できるようにすること、及び、派遣先国で国際平和協力業務に従事する自衛官にも、自衛隊法第九十五条、すなわち武器等の防護のための武器使用に関する規定を適用することを内容とする改正を行つものであります。

停戦監視などのPKF本体業務に自衛隊の部隊が参加することについては、もともと憲法上の問題はなかったものの、内外の一層の理解と支持を得るため、「別に法律で定める日までの間は、こ

れを実施しない」こととされてきたところであります。しかし、我が国の自衛隊の持つ高水準の組織、装備、能力及びこれまで六回にわたって国際平和協力業務に参加してきた経験を生かして、P

との統一した行動が求められるものです。自衛隊が武力行使に及ぶ危険は明らかであります。

だからこそ、政府自身も、憲法上、武力行使を伴うような平和維持軍への参加は困難だと繰り返し言明してきたのであります。それゆえに、九年前のPKO法制定時に凍結せざるを得なかつたのであります。

あります。この法案を直ちに撤回することを求めて、反対討論を終ります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 岩屋毅君。

〔岩屋毅君登壇〕

○岩屋毅君 私は、自由民主党、公明党並びに保守党を代表いたしまして、ただいま議題となりました国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

我が国は、平成四年の国際平和協力法の施行以来、今日までの九年間で、国際連合平和維持活動を六回、人道的な国際救援活動を三回、国際的な選挙監視活動を四回にわたって実施してきたところです。

今般、これまでの活動の経験を踏まえ、我が国が、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し、より一層適切かつ効果的に寄与するため、自衛隊の部隊等が行ういわゆるPKF本体業務の凍結を解除するとともに、国際平和協力業務に従事する自衛官等について、自己と共に現場に所在するその職務を行うに伴い自己の管理の下に入れた者の生命又は身体を防衛するために武器を使用できるようにすること、及び、派遣先国で国際平和協力業務に従事する自衛官にも、自衛隊法第九十五条、すなわち武器等の防護のための武器使用に関する規定を適用することを内容とする改正を行つものであります。

停戦監視などのPKF本体業務に自衛隊の部隊が参加することについては、もともと憲法上の問題はなかったものの、内外の一層の理解と支持を得るため、「別に法律で定める日までの間は、こ

れを実施しない」こととされてきたところであります。しかし、我が国の自衛隊の持つ高水準の組織、装備、能力及びこれまで六回にわたって国際平和協力業務に参加してきた経験を生かして、P

の改悪に反対するものであります。

あります。この法案を直ちに撤回することを求めて、反対討論を終ります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 岩屋毅君。

〔岩屋毅君登壇〕

○岩屋毅君 私は、自由民主党、公明党並びに保守党を代表いたしまして、ただいま議題となりました国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

我が国は、平成四年の国際平和協力法の施行以来、今日までの九年間で、国際連合平和維持活動を六回、人道的な国際救援活動を三回、国際的な選挙監視活動を四回にわたって実施してきたところです。

今般、これまでの活動の経験を踏まえ、我が国が、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し、より一層適切かつ効果的に寄与するため、自衛隊の部隊等が行ういわゆるPKF本体業務の凍結を解除するとともに、国際平和協力業務に従事する自衛官等について、自己と共に現場に所在するその職務を行うに伴い自己の管理の下に入れた者の生命又は身体を防衛するために武器を使用できるようにすること、及び、派遣先国で国際平和協力業務に従事する自衛官にも、自衛隊法第九十五条、すなわち武器等の防護のための武器使用に関する規定を適用することを内容とする改正を行つものであります。

停戦監視などのPKF本体業務に自衛隊の部隊が参加することについては、もともと憲法上の問題はなかったものの、内外の一層の理解と支持を得るため、「別に法律で定める日までの間は、こ

れを実施しない」こととされてきたところであります。しかし、我が国の自衛隊の持つ高水準の組織、装備、能力及びこれまで六回にわたって国際平和協力業務に参加してきた経験を生かして、P

の改悪に反対するものであります。

(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 岩屋毅君。

〔岩屋毅君登壇〕

○岩屋毅君 私は、自由民主党、公明党並びに保守党を代表いたしまして、ただいま議題となりました国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

我が国は、平成四年の国際平和協力法の施行以来、今日までの九年間で、国際連合平和維持活動を六回、人道的な国際救援活動を三回、国際的な選挙監視活動を四回にわたって実施してきたところです。

今般、これまでの活動の経験を踏まえ、我が国が、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し、より一層適切かつ効果的に寄与するため、自衛隊の部隊等が行ういわゆるPKF本体業務の凍結を解除するとともに、国際平和協力業務に従事する自衛官等について、自己と共に現場に所在するその職務を行うに伴い自己の管理の下に入れた者の生命又は身体を防衛するために武器を使用できるようにすること、及び、派遣先国で国際平和協力業務に従事する自衛官にも、自衛隊法第九十五条、すなわち武器等の防護のための武器使用に関する規定を適用することを内容とする改正を行つものであります。

停戦監視などのPKF本体業務に自衛隊の部隊が参加することについては、もともと憲法上の問題はなかったものの、内外の一層の理解と支持を得るため、「別に法律で定める日までの間は、こ

KF本体業務への参加に道を開くべき時期を迎えることと考へます。

我が国が国際平和のための活動に積極的に貢献することについては、既に国民から広く支持されているところでありまして、国連及び国際社会からも強い期待が寄せられているところであります。

ところが、現行の国際平和協力法におきましては、武器の使用により守ることができるものは自己及び我が国のPKO要員に限られており、現場とともに活動する他の国や国際機関の職員は防衛対象にはなっておりません。

しかしながら、国連PKOは、各国から派遣される要員が参加し、一体となって実施するものであります。このような状態では、国際貢献に一緒に汗を流す仲間である他の国や要員などが危険にさらされても、我が国の要員は何もできない、何もしないということになるわけであります。これでは、他国からの信頼、ひいては国際社会からの信用を失うこともなりかねません。

今回の改正によりまして、みずから身を守る手段を十分に有していない自己的の管理の下にある他の国や要員も守ることができるようにするわけで、このことは、我が国要員への信頼を一層深めることにつながると確信しております。

さらに、現行法では自衛隊法第九十五条が適用除外されていることにより、我が国の自衛官は、自分が持っている武器等を守ることができないと、いう極めておかしな状況に置かれているわけであります。

これも、もともと憲法上の問題はなかったものの、法の制定当時、自衛隊派遣の実績も経験もなかったことから、武器等を守ることによってかえって事態の悪化を招く危険があるということでありましたけれども、その後の六回に及ぶ自衛隊の派遣実績を踏まえれば、もはや自衛隊法第九十五条を適用除外する必要はなくなつたものと考えます。

したがいまして、この際、自衛隊法第九十五条の適用除外を解除し、武器等を守るための武器使用を認めることは、極めて妥当な改正であります。

以上にかんがみれば、この改正案は、我が国の派遣する要員が、他国のPKO要員との間で今まで以上の信頼関係を持って、国際平和協力業務を一層適切かつ効果的に、そしてより安全に実施することを可能とするために、ぜひとも必要な改正であります。

申し添えまして、私の賛成討論といたします。
○議長（綿貫民輔君） 大島令子君。
(拍手)
○大島令子君 「大島令子君登壇」
大島令子君
社会民主党・市民連合の大島令子
でござります。
国会の民主的なルールは一体どこに行つてしまつたのでしょうか。本日は、まだ財務金融委員会の審議が続いているにもかかわらず、本会議の開会がたびたび延長されるなど、国会の空洞化そのものです。

次に、PKF本体業務の凍結解除の問題でござります。

今回の改正によって、これまで凍結されていたPKF本体業務として、新たに、停戦・武装解除の監視や駐留・巡回、放棄武器の収集・保管・処分などをを行うことが可能になります。これらは、いずれも、一九九二年にPKO協力法が成立した際に、自衛隊員が戦闘に巻き込まれ、憲法が禁じる武力行使を招くおそれがあるとして凍結されたものです。しかし、こうした疑念は現在も何ら解

ますます相互依存を深める国際社会において、資源の多くを海外に依存する我が国においては、国際平和の実現は我が国自身の問題として取り組むべき課題であります。が、近年、我が国の国際平和への貢献については、国際社会からの期待が一層高まっているところであります。また、もとより、国際平和への協力につきましては、広範な国民の皆さんの理解と支持、そして国会における幅広い合意に立脚すべきものであります。そのような意味で、この改正案は、内外のこうした期待にもこたえ得る、そして国民と国会の幅広い支持を得ることのできる、現段階における最善の案であると考えます。

P K O活動は、ノーベル平和賞を受賞したことにより示されますように、国際社会において高い評価をいただいてきた、極めて崇高な使命を担った活動であります。この活動に参加することが我が國の憲法の精神に抵触するなどという批判は全く当たらないものと考えております。

今回の改正は、我が国が国際平和のためにより一層貢献できる道を開くものであり、憲法の目指す国際社会における名譽ある地位を占めるための着実な一步であります。しかしながら……

○議長(鶴見輔君) 岩屋毅君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○岩屋毅君(続) この改正が実現してもなお、引き続き検討すべき課題が残されていることを強く

私は、このことに対して政府・与党に強く猛省を促し、いわゆる国連平和維持活動協力法の一部改正案に対する反対討論を行います。(拍手)
今回の改正案は、PKO協力法の一部の手直しという形をとっていますが、PKO参加五原則を骨抜きにする危険なものであると言わざるを得ません。
本改正案では、自衛官の防護の対象を自己の管理の下に入れた者に広げ、さらに、自衛隊法第九十五条の適用除外を解除することとなっております。
テロ対策特別措置法で初めて導入された自己の管理下とは、そもそも非常に幅の広い概念であり、武器の使用という非常な慎重さが必要とされる際の基準として、本来使われるべき言葉ではありません。
さらに、自衛隊法九十五条の適用除外を解除することによって、武器弾薬の防護のために武器が使用できることとなつております。
今回の改正によって、テロ対策特別措置法で規定されていた被災民や傷病兵だけではなく、他国のPKO要員や要人も警護できるとされており、武器の防護のための武器使用が可能になることとあわせて、PKO活動が武力行使に至る可能性が格段に高くなることは間違ひありません。なし崩し的に解釈を変えて防護対象を際限なく広げる、このような手法を断じて許すわけにはまいりません。

明されていないというのが現状であります。海外での武力行使に直結しかねないPKF本体業務の凍結を解除するには、慎重にも慎重を期して議論を尽くすべきであることは当然です。一九九二年のPKO協力法は成立に一年余を費やしたことを考えても、今回、わずか数日間の審議で凍結解除を行うのは、余りにも拙速ではないでしょうか。PKO活動九年間の実績といつても、今回の改正に当たっては、何らの検証作業もなされておりません。

専守防衛に徹し、海外に出ることはない、必要最小限の自衛力にとどめるとして創設された自衛隊が、PKOを皮切りに海外に展開し、テロ対策隊を口実に戦時出動までしてしまったことは、国民と国際社会に対する裏切りにほかなりません。社民党は、これからPKOは、紛争予防や平和構築を基軸に据えるべきであり、社会党時代に提倡した、非軍事、文民、民生を基本とした別組織による国際協力をいま一度本格的に検討するべきであると確信しております。(拍手)

現在のPKOをめぐる議論は、まず自衛隊ありきの発想に終始したため、多くの矛盾と無用な混乱を招いております。本法案は、テロ対策特別措置法成立の勢いに任せ、PKOを名目に自衛隊の活動領域をさらに広げるものであり、国連協力の装いを凝らした自衛隊活用法案にほかなりませ

憲法が禁じた武力行使に道を開く本改正案を撤回し、平和憲法の理念に沿った国際貢献のあり方を真剣に議論していく、このことを強く申し上げて、私の反対討論といったります。(拍手)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○議長(緑井良輔君) 採決いたします。

〔委員長報告〕
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

○小林八郎書　議事日程追加の緊急勧議　三提出

いたします。
相沢英之君外七名提出、金融機能の再生のため
の緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案
を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進
められることを望みます。
○議長 縊貫民輔君 小此木八郎君の動議に御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法

七名提出

○議長(綿貫民輔君) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案に議

俊一君。 委員長の報告を求めます。財務金融委員長山口題といたします。

第三に、金融機関等の資産を買い取る場合、または当該資産の買い取りに係る入札に参加する場合の価格は、時価によることにしております。

現行法の条文には、買い取る価格は不良債権の回収不能となる危険性を勘案して適正に定めらるべきなものでなければならないとあります。つまり、

金融危機を回避するために、銀行の経営者を総退陣させた上、過去の甘い融資審査など責任追及。じぶんに捨てる事になる。

卷之三

卷之三

四

をして、残すべき銀行に対してだけ公的資金を注入するのなら、まだわかります。しかし、本法案のように、責任を問わないままの公的資金の裏口入学では、貴重な税金がむだ金になってしまいます。火を見るより明らかです。まさに天下の悪法と断ぜざるを得ません。(拍手)

さらに、本法案では、RCCが不良債権一括売却、バルクセールの入札にも参加できるとあります。ですが、間違いなく、民業圧迫になります。

現在、サービスサーと言われる、不良債権を買い取る、RCCと同じ業務を行う民間企業が、日本には五十社以上あります。そこは、不良債権の企業をよみがえらせる豊富なノウハウを持っています。プロ集団も、多く存在するのです。

しかし、税金で捕てんされるRCCと、価格競争で勝てるはずもありません。まさに民業圧迫にもなりますし、民間のプロの不良債権再生ノウハウも生かされなくなるという、二重の意味で不幸です。

法案提出者からは、以下のようない反論が聞こえています。現行法のRCCでは余りに不良債権の購入価格が低過ぎて、金融機関は余りRCCに不良債権を売らない、現行法では不良債権処理は進まないのではないか、こういう反論が聞こえてきそうです。これは全く本末転倒の議論です。

現在、民間サービスサーは、紛れもなく、時価で不良債権を買い取っているはずです。それでも、余り買取りが進んでいないのです。なぜか。銀行が提示していく不良債権の売却希望額が時価を大幅に上回るからなんです。それはなぜか。銀行が不良債権を厳格に資産査定をして厳格な引き当てをしていないから、損を出さないために、過大に時価より高い売却希望価格を出さざるを得ないです。

決して、買い取り価格が低過ぎるから不良債権の売却が進まないのであります。RCCの買取り価格の問題じゃないのです。問題は、不良債権の売り手である銀行が売却希望額を高過ぎる

設定にせざるを得ない、ここに原因があるわけですね。さらに、本法案を否決して、不良債権処理に裏口から取り組むのではなくて、王道で取り組むべきであります。(拍手)

まず、不良債権に対して厳格な資産査定をする、そして厳格な引き当てる、これを金融庁が徹底監視をする。そして、過少資本行がふえて金融危機が発生しそうになった場合、一時、公的管理下に銀行を置く。そして、資産を詳細に分析して、残すべき銀行と退場させるべき銀行を選別する、そして、残すべき銀行は経営者を総退陣させ、経営改革をさせる。ここで初めて、公的資金を再注入した上で、公的管理を解いて民間に戻していく。これが王道の不良債権処理であると考えます。

不良債権処理を先延ばししたこの十年、このよ

うな王道の不良債権の抜本処理は、やろうと思えば、いつでもできたのです。政府の先延ばしの責任は、万死に値します。

本日、先ほどの衆議院の財務金融委員会で、森

金融庁長官の不当な言動が問題になりました。

十月二十四日、銀行会館の八階で、森長官と銀

行の定例意見交換会がありました。その席で、森

長官は、特別検査に関して二つの問題発言をして

おります。一つは、特別検査の結果を中間決算に

反映するのかという点については、それは、そも

そもできっこない話であり、やや期待を込めて

おられます。もう一つは、決して破綻懸念先に落とすことを目的に

して特別検査に入るわけではない、こういう発言もしている。

銀行幹部を前にした金融庁長官の発言とは、到底思えません。特別検査も八百長だったことが明

らかになったわけです。とんでもない話です。こ

れほど重要な問題で、財務金融委員会では、森長

官を呼ばないまま、採決が強引になされました。

これまで、財務金融委員会では、良識ある自民

委員会を遅刻したり、この良識ある皆さんは、陰で座って席を立って、この本会議場から退室いたしました。

いいかげんに、ここまで来たら、責任先延ばし

の政治と決別すべきです。このままでは、日本経

済の破滅どころか、世界経済の破滅を招きかねな

いのです。

これで、断固反対の討論を終わります。御清聴

ありがとうございました。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 鈴木淑夫君。

(鈴木淑夫君登壇)

○鈴木淑夫君 私は、自由党を代表いたしまし

て、金融機能の再生のための緊急措置法の一部改

正案に反対の討論をいたします。(拍手)

反対の第一の理由は、この法案がRCCの不良

債権買い入れ価格の引き上げや入札への参加を容

易にすることによって、結果的には国民の税負担

正案に反対の討論をいたします。(拍手)

反映するのかという点については、それは、そもそもできっこない話であり、やや期待を込めてお

ります。もう一つは、決して破綻懸念先に落とすことを目的に

して特別検査に入るわけではない、こういう発言もしている。

銀行幹部を前にした金融庁長官の発言とは、到底思えません。特別検査も八百長だったことが明

らかになったわけです。とんでもない話です。こ

れほど重要な問題で、財務金融委員会では、森長

官を呼ばないまま、採決が強引になされました。

これまで、財務金融委員会では、良識ある自民

の負担を増大させるものにはなりません。こ

れは、高値買い上げのツケを間接的に税負担で払

うことでの銀行を救済することにほかならず、許さ

れることではありません。救済しなければ生き残

れない銀行は、企業と同様、市場から退出すべき

だというが、私ども自由党の一貫した基本的主張であります。(拍手)

反対の第二の理由は、RCCが買い上げた不良

債権について、企業再生ファンドを活用して借り

手企業を再建するとしておりますが、企業再建の

専門集団である銀行でさえ手に負えなくなった厄

介な不良債権のみをRCCに売却するのでありま

すから、寄せ集め集団であるRCCの能力で果た

して企業再建がうまく進むのか、そこぶる疑問で

あります。

企業再生ファンドには、政策投資銀行本体から

五百億円、政策投資銀行を経由して産業投資特別

会計から五百億円、合計一千億円が充てられます

が、企業再生に失敗すれば、これもまた、最終的

には税金による国民の負担となります。

さらに、買い上げた不良債権の担保不動産を都

市基盤整備公団を利用して整理したり、政策投資

銀行等の融資を活用して企業再生を図るとしてお

りますが、特殊法人の力をかりて不良債権を処理

するというこの法律の考え方自体が、行政改革の

流れに逆行するではありませんか。都市基盤整備

公団自体は廃止の方向となつており、小泉改革全

体として政策の整合性がとれていないではありませんか。

不良債権は、これまで、全国銀行ベースで見ま

して約七十兆円ほど処理されてきましたが、金融

再生法開示債権の総額は、十三年三月末でも、な

お三十三兆円あります。好況であれば、銀行はあ

と数年のうちに三十三兆円程度なら処理できるで

しょうが、失われた十年間の損失と、今始まつた

マイナス成長が新たに不良債権をどんどん生み出

している現状では、RCCがこの法律で想定して

いるような努力を幾ら払ってみたって、とても三

年以内で処理することはできません。

小泉総理は、構造改革なくして景気回復なしとして、構造改革の重要な柱に不良債権処理を掲げておりますが、不良債権処理そのものは構造改革ではないのです。それは、バブルに陥った一部の大企業や、査定の甘かった金融機関の護送船団方式の後始末であって、構造改革の本筋ではありません。

構造改革とは、本来、日本の仕組みを変えることとあります。例えば、事業活動の規制廃止と統一市場ルールの確立、民業を圧迫するすべての特殊法人の廃止と政府事業の民間への開放といった、経済社会の仕組みを変えることとあります。

これを実現することによって、創造力豊かで活力ある民間経済活動の舞台を広げ、日本経済を民需主導の持続的成長軌道に復帰させたとき、おのずと、民間の自主的な努力による不良債権の処理が進むのであります。我々自由党は、常に、このことを主張しております。

国民の税金で銀行を救済しながら、他方では、失われた十年間の景気低迷と、今始まった二年連続のマイナス成長で、一時的に經營が悪化した堅中小企業への貸し出しまでもが、厳密な査定によって不良債権とされ、早期処理の対象にされなければならぬ理由がどこにあるのですか。

この法案には、仕組みを改めることを指摘して、本来の構造改革の中身は全くありません。ただ、血税による銀行救済と、不況に悩む中堅中小企業や住宅ローンの重圧に苦しむ個人の借り手を圧迫する危険性だけが含まれていることを指摘して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて討論は終局いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。	平井 順也君	青山 三三君
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。	漆原 良夫君	青山 三三君
○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。	平井 順也君	青山 三三君
○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。	青山 三三君	漆原 弘志君
○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。	青山 三三君	良夫君
午後三時一十三分散会	午後三時一十三分散会	午後三時一十三分散会
出席国務大臣	出席国務大臣	出席国務大臣
総務大臣 片山虎之助君	総務大臣 片山虎之助君	総務大臣 片山虎之助君
法務大臣 森山眞弓君	法務大臣 森山眞弓君	法務大臣 森山眞弓君
文部科学大臣 遠山敦子君	文部科学大臣 遠山敦子君	文部科学大臣 遠山敦子君
国務大臣 尾身幸次君	国務大臣 尾身幸次君	国務大臣 尾身幸次君
國務大臣 中谷元君	國務大臣 中谷元君	國務大臣 中谷元君
國務大臣 福田伯夫君	國務大臣 福田伯夫君	國務大臣 福田伯夫君
國務大臣 柳澤康夫君	國務大臣 柳澤康夫君	國務大臣 柳澤康夫君
國務大臣 原田太衛君	國務大臣 原田太衛君	國務大臣 原田太衛君
國務大臣 松本和那君	國務大臣 松本和那君	國務大臣 松本和那君
國務大臣 山口富男君	國務大臣 山口富男君	國務大臣 山口富男君
國務大臣 土井たか子君	國務大臣 土井たか子君	國務大臣 土井たか子君
國務大臣 野田毅君	國務大臣 野田毅君	國務大臣 野田毅君
國務大臣 小渕優子君	國務大臣 小渕優子君	國務大臣 小渕優子君
國務大臣 松本鉄也君	國務大臣 松本鉄也君	國務大臣 松本鉄也君
國務大臣 塩川博一君	國務大臣 塩川博一君	國務大臣 塩川博一君
國務大臣 植田至紀君	國務大臣 植田至紀君	國務大臣 植田至紀君
國務大臣 松浪健四郎君	國務大臣 松浪健四郎君	國務大臣 松浪健四郎君
國務大臣 佐田玄一郎君	國務大臣 佐田玄一郎君	國務大臣 佐田玄一郎君
國務大臣 中本博君	國務大臣 中本博君	國務大臣 中本博君
國務大臣 太衛君	國務大臣 太衛君	國務大臣 太衛君
総務委員会	総務委員会	総務委員会
辞任 荒井辨雄君	辞任 荒井辨雄君	辞任 荒井辨雄君
補欠 三井辨雄君	補欠 三井辨雄君	補欠 三井辨雄君
安全保全委員会	安全保全委員会	安全保全委員会
辞任 宮下創平君	辞任 宮下創平君	辞任 宮下創平君
補欠 伊藤英成君	補欠 伊藤英成君	補欠 伊藤英成君
補欠 江崎洋一郎君	補欠 江崎洋一郎君	補欠 江崎洋一郎君
補欠 岩崎忠夫君	補欠 岩崎忠夫君	補欠 岩崎忠夫君
補欠 島聰君	補欠 島聰君	補欠 島聰君
補欠 前田雄吉君	補欠 前田雄吉君	補欠 前田雄吉君
補欠 平井卓也君	補欠 平井卓也君	補欠 平井卓也君
議院運営委員会	議院運営委員会	議院運営委員会
辞任 梶山弘志君	辞任 梶山弘志君	辞任 梶山弘志君
議案提出	議案提出	議案提出
○議長(綿貫民輔君) 一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	○議長(綿貫民輔君) 一、昨二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。	○議長(綿貫民輔君) 一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
(常任委員辞任及び補欠選任)	(議案提出)	(質問主意書提出)
一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。	一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
総務委員会	総務委員会	総務委員会
辞任 荒井辨雄君	辞任 荒井辨雄君	辞任 荒井辨雄君
補欠 三井辨雄君	補欠 三井辨雄君	補欠 三井辨雄君
議案提出	議案提出	議案提出
○議長(綿貫民輔君) 一、昨二十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。	○議長(綿貫民輔君) 一、昨二十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。	○議長(綿貫民輔君) 一、昨二十九日、参議院に提出する。
(議案提出)	(議案提出)	(議案提出)
未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案	未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案	未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案
子供の読書活動の推進に関する法律案	子供の読書活動の推進に関する法律案	子供の読書活動の推進に関する法律案
商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回回国会衆法第三二号)	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回回国会衆法第三二号)	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回回国会衆法第三二号)
う關係法律の整備に関する法律案(第百五十一回回国会衆法第三二号)	う關係法律の整備に関する法律案(第百五十一回回国会衆法第三二号)	う關係法律の整備に関する法律案(第百五十一回回国会衆法第三二号)
第一回回国会衆法第三二号)	第一回回国会衆法第三二号)	第一回回国会衆法第三二号)
第二条削除	第二条削除	第二条削除
附則	附則	附則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、	この法律は、公布の日から施行する。ただし、	この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第二十四条の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理由

国際連合を中心とした国際平和のための努力に對して適切かつ効果的に寄与するため、これまでの国際平和協力業務の実施の経験等を踏まえ、二十四条に基づく武器の使用に係る防衛対象を拡大するとともに、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官に対し武器等の防護のための武器の使用を認めることとし、あわせて、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例を廢止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。
ただし、1及び2については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。

いてはその処分方法の多様化に努め、当該資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限りの措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
平成十三年十一月二十九日
衆議院議長 緋貫 民輔殿
安全保障委員長 玉置 一弥

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

右の議案を提出する。
平成十三年十月三十日

提出者
相沢 英之 津島 雄二
金子 一義 塩崎 恭久
根本 匠 谷口 隆義
石井 啓一 小池百合子
賛成者
伊藤 達也外二十三名

最近の社会経済情勢にかんがみ、金融機関等の不良債権の処理を促進するため、金融機関等から三年を日途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者に速やかな再生に努めること。

第五十五条第一項中「とき」の下に「若しくは同項第三号に規定する入札に係る資産の買取りを決定しようとするとき」を、「条件」の下に「又は当該入札における入札価格その他の条件」を加え、同条第二項中「条件」の下に「又は入札における入札価格その他の条件」を加え、同条第三項中「申込み」の下に「若しくは入札」を、「含む」の下に「又は同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、同項の入札への参加を決定するとき内閣総理大臣の承認を受けた場合において、当該承認を受けた入札への参加を含む。以下この項において該入札に係る資産の買取り(特定協定銀行が機構の委託を受けて資産の買取りを行う場合を含む。以下この項において同じ。)の条件との間に相違がないときの当該入札に係る資産の買取りの決定については、この限りでない。

1 預金保険機構は、平成十六年三月三十一日までに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条第一項第一号に掲げる金融機関等からの資産の買取りに係る入札の実施の広告又は申出がなされた場合に、入札への参加により第五十六条第一項中の「価格は、当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならない」を「又は当該資産の買取りに係る入札に参加する場合の価格は、時価によるものとする」に改める。

1 武器の使用による防衛対象の拡大
本法は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に對して適切かつ効果的に寄与するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。
2 武器の使用による防衛対象の拡大
現場に所在するその職務を行つて伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を加えること。
3 自衛隊法第九十五条(武器等の防護のための武器の使用)の適用除外規定の削除
自衛隊法第九十五条(武器等の防護のための武器の使用)の適用除外規定を削除し、派遣先国で同条の適用除外規定を削除し、派遣先国で自衛隊業務に従事する自衛隊の部隊等に所属する自衛官は武器等の防護のための武器の使用ができることとする。

3 國際連合平和維持隊(PKF)本体業務の凍結解除
自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定を削除すること。

官報(号外)

平成十三年十一月三十日 衆議院会議録第一十一号 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

八

買取りから可能な限り二年を日途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること、また、その際、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めることを追加することとする。

- 3 金融機関等の資産を買い取る場合又は当該資産の買取りに係る入札に参加する場合の価格は、時価によることとする。
- 4 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二
議案の可決理由

本案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、金融機関等の不良債権の処理を促進するため、整理回収機構が不良債権の入札に参加できることとし、また、その買い取った不良債権の処分に関しては、可能な限り三年を日途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努め、その際、再生の可能性のある債務者については速やかな再生に努めることとともに、不良債権の買取価格は時価によるものとする措置を講ずるもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年十一月三十日

財務金融委員長 山口 俊一
衆議院議長 編貢 民輔殿

明治二十五年二月三十一日

発行所	〒105-0051 東京都港区虎ノ門二丁目
財務省印刷局	二番四四五号
電話	03(3587)4294
定価	(本体一部) 100円 (配本送別) 100円